

鳥取県立公文書館寄贈・寄託文書等受入要領

平成24年12月12制定

(目的)

第1条 この要領は、鳥取県公文書館管理運営要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、同要綱に定めるもののほか歴史公文書等の寄贈及び寄託に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄贈文書の受入)

第2条 要綱第4条第3項に規定する受領証は様式第1号によるものとする。

(寄託文書の受入)

第3条 要綱第4条第4項に規定する寄託契約書は様式第2号によるものとし、預り書は様式第3号によるものとする。

2 寄託期間は、原則として10年間とする。

(寄託文書の返還)

第4条 寄託文書は、寄託契約が解約された日から原則として30日以内に、預り書と引き換えに寄託者に返還するものとする。

(寄贈・寄託文書の利用)

第5条 寄贈・寄託文書は、鳥取県公文書等の管理に関する条例（以下「条例」という。）第13条に基づき一般の利用に供するものとする。

2 寄贈・寄託文書は、公文書館による展示、調査研究及び複製物の作成のために利用することができるものとする。

(一定期間公にしない文書の取扱い)

第6条 条例第13条第2項第4号に規定する文書の利用制限期間は、利用条件、該当箇所を勘案して合理的に定めるものとする。

2 前項に規定する文書の目録情報はこれを公表するものとする。

(経費の負担)

第7条 公文書館は、寄贈及び寄託文書の保管等に必要な経費を負担する。

附 則

この要綱は、平成24年 月 日から施行する。

(様式第 1 号)

寄贈文書等受領証

年 月 日

様

下記のとおり受領しました。

鳥取県立公文書館長

記

1 文書等の種類等

文書等の種類	数量	備考

2 条例第 13 条第 2 項第 3 号に規定する利用条件等

利用条件	該当箇所	条件の満了する期日

(様式第2号)

寄託契約書

寄託者 (以下「甲」という。) と受寄者鳥取県立公文書館 (以下「乙」という。) は、鳥取県公文書等の管理に関する条例 (以下「条例」という。) 第2条第3号に規定する歴史公文書等の寄託に関し、次のとおり契約する。

(契約の対象)

第1条 甲は乙に対し、甲が所有する別紙寄託文書等目録に記載された文書等 (以下「寄託文書」という。) を寄託するものとする。

(寄託期間)

第2条 寄託の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの年間とする。ただし、甲乙協議のうえ、当該期間を変更することができる。

2 前項の寄託期間満了日の2か月までに、甲・乙双方からこの契約を更新しない旨の申出がないときは、甲と乙は自動的に従前の契約と同一の条件で契約を更新したものとみなす。

(寄託文書の保存)

第3条 乙は、寄託文書を鳥取県立公文書館管理運営要綱 (以下、「要綱」という。) に基づき保存するものとする。

(寄託文書の利用)

第4条 乙は、寄託文書を条例第13条に基づき一般の利用に供するものとする。

2 乙は、寄託文書を展示、調査研究及び複製物の作成のために利用することができる。

(寄託文書の館外貸出し)

第5条 乙は第三者に要綱第23条に規定する館外貸出しをしようとするときは、当該者に甲の承諾を得させるものとする。

(一定期間公にしない文書の利用条件)

第6条 条例第13条第2項第3号に規定する利用条件等は、乙が甲に交付する預り書記載の通りとする。

(経費負担)

第7条 寄託文書の受入れ又は返還の移動に要する経費は が負担するものとする。

2 乙は、寄託文書の管理に必要な経費を負担するものとする。

(損害賠償の免除)

第8条 乙は、天変地異その他不可抗力による寄託文書の損害に対して、その責めを負わないものとする。

(事前協議)

第9条 甲は、寄託文書を他に譲渡する場合は、事前に乙と協議するものとする。

2 甲は、寄託期間中に寄託文書の一時的な返還を受けようとするときは、返還を希望する日の2か月前までに、乙に協議を行うものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、寄託期間中であっても、乙に申し出ることによりこの契約を解除することができる。

(規定外事項)

第11条 契約に定めのない事項は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を所持する。

年 月 日

甲

乙 鳥取市尚徳町101番地
鳥取県立公文書館
館長

(様式第3号)

寄託文書等預り書

年 月 日

様

鳥取県立公文書館長

このたびは、下記のとおり貴重な資料を御寄託いただき、篤くお礼申し上げます。
今後は、公文書等の管理に関する条例の趣旨に則り、当館において保存し、活用させていただきます。

記

1 文書等の種類等

文書等の種類	数量	備考

2 条例第13条第2項第3号に規定する利用条件等

利用条件	該当箇所	条件の満了する期日

3 寄託期間

年 月 日 から 年 月 日まで